

宜野湾市こどもの学習・生活支援事業(通塾支援)面談申込書兼同意書 ※太枠内をご記入下さい。

ふりがな 生徒名		学校名	中学校 年
ふりがな 保護者名		電話番号	※必ず連絡がとれる電話番号
住所	〒 ー	連絡希望 時間帯	
		主な連絡者	() 就労中 ・無職 ・就活中

(家庭状況)

家 族 構 成	氏 名	続柄	勤務先・学校名・学年

住民税の課税状況	非課税 ・ 課税	生活保護について	受給中 ・ 申請中 ・ 受給なし
就学援助について	今年度の就学援助 (申請した ・ 申請していない ・ 制度を知らない)		

(生徒の状況)

所属学級	普通学級 ・ 特別支援学級 ・ 普通+特別支援学級 (通級科目: 週 日)		
部活動	無 ・ 有 ()	<部活の日> 月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土 ・ 日	<部活の時間帯> : ~ :
習い事	無 ・ 有 ()	<習い事の日> 月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土 ・ 日	<習い事の時間帯> : ~ :
志望高校 について	県立高校 ・ 私立高校 ・ 通信制高校		
	高校	科	コース

(市役所記入欄)

学校への登校状況	良好 ・ 不安定 () ・ 不登校 ()
こどもの健康状態について	<発達・こころの状態> <持病の有無等> 無 ・ 有 ()

※裏面もあります

宜野湾市こどもの学習・生活支援事業(通塾支援)同意書・注意事項確認書

※下記内容を一緒に確認してチェック☑をお願いします。

□ 宜野湾市こどもの学習・生活支援事業(通塾支援)について

- ・こどもの高校進学に向けて、よりよい学習環境を整えたいと考えている世帯に対し、市が通塾支援を行うことで、こどもの学習習慣や社会性の習得、及び将来の自立の基礎をつくるのが目的です。(福祉的支援)
- ・保護者やこどもに対して、進路や養育に関する相談や助言、情報提供等も行ないます。
- ・「高校合格」だけを目指すものではありません。
- ・宜野湾市福祉事務所が、通塾支援期間終了後(1年間程度)も、就学や生活状況について確認すること。

【 注意事項 】

- 意欲を持って真面目に参加できること。(月の出席率が80%以上であること)
- 学習塾や市役所との連絡をきちんと取れること。
- 学習塾や市役所が求める面談や訪問に応じること。
- 関係機関(学習塾や学校、福祉機関など)と情報共有をします。
- 参加決定後の教室変更は原則できません。
- 通塾支援開始後は無断欠席や遅刻をしないこと。
- 欠席や遅刻をする場合は必ず学習塾へ連絡すること。
- 学習塾の規則(ルール)をきちんと守ること。

注意事項を守ることができない場合は、通塾支援を中止します！

□ 学習塾との面談は、必ず保護者も一緒に行ってください。

- ① 学習塾への連絡がない、学習塾との面談を実施できない場合は内定取り消しとします。
- ② 参加決定通知の発送は、学習塾に受け入れの確認がとれてからです。
(※学習塾の受け入れができない場合もあります。)

□ 上記の内容を理解した上で、宜野湾市福祉事務所が世帯の状況および住民税課税状況を関係機関に確認することに同意します。

記入日： 年 月 日

生徒の署名(自筆)

保護者の署名(自筆)
